

令和5年3月3日

こども未来部こども家庭支援課

児童館の指定管理者制度の新規導入について

児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、新たに指定管理者制度による管理運営を行う。

1 対象施設の名称・所在地

施設の名称	施設所在地
江東区東砂児童館	江東区東砂七丁目15番3号

2 指定期間

指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 施設の決定について

行財政改革計画に基づき、福祉会館の指定管理者制度導入に合わせ、併設する児童館においては、効率的な管理運営の面から同一事業者による指定管理者制度を導入する。

また、施設決定にあたっては改修工事計画等を考慮するなど、総合的に判断した。

5 今後のスケジュールについて（予定）

令和5年5月	指定管理者選定評価委員会で募集要項、選定・評価基準決定
令和5年5月～8月	公募開始、選定作業、指定管理者候補の決定
令和5年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提出
令和6年4月	指定管理者による運営開始

6 導入実績

平成18年4月	平野児童館	NPO法人 ワーカーズコープ
平成19年4月	亀戸児童館	社会福祉法人 雲柱社
平成20年4月	東雲児童館	公益財団法人 東京YMCA
平成26年4月	千田児童館	(株)マミー・インターナショナル
平成30年4月	亀戸第二児童館	(株)マミー・インターナショナル
令和3年4月	小名木川児童館	(株)マミー・インターナショナル
令和5年4月	古石場児童館	(株)明日葉